

【ゴミダスト構造】 特許第7 1 4 0 9 0 3 号

スタジアム施設（スポーツスタジアムの場合）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

複数階を有する建物の階に設置されたゴミ投入口と、該ゴミ投入口と地上に設置されたゴミ集積所とをつなぐ連通路を備えたゴミダスト構造であて、前記ゴミ集積所には、消火剤を貯留する消火剤タンクに連結された消火剤噴射装置が設けられており、該消火剤噴射装置は前記ゴミ集積所内の発火を検知手段が作動した際に消火剤を噴射するとともに、前記ゴミ集積所内には殺虫剤タンクに連結された殺虫剤噴霧装置が設けられており、該殺虫剤噴霧装置は前記ゴミ集積所内の害虫の状況を検知する害虫状況検知手段が害虫を所定数検知した際に殺虫剤を噴霧することを特徴とするゴミダスト構造。

【請求項 2】 【ゴミダスト構造】 【書類名】 特許請求の範囲

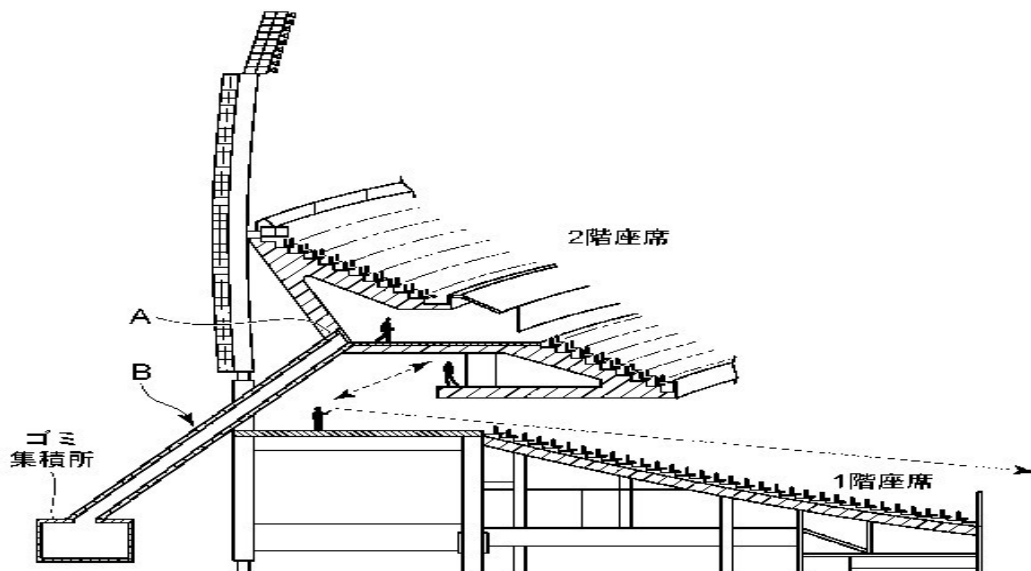
前記ゴミ投入口と前記ゴミ集積所をつなぐ連通路には、この連通路の内部に複数の直線と曲部が設けられていてゴミの落下速度を落とす衝撃軽減装置が設置されていることを特徴とする請求項 1 記載のゴミダスト構造。

スタジアム施設の建物（野球場の建物の場合）

スタジアム施設で行われる。競技やイベントなどで座席や施設内から出るゴミを施設外にいかにか、短時間で建物の室内の階から搬出するか、また、多くの労働力を長時間かけずに搬出できるか。

例えば、図断面図の（A, B）を試合中にでもゴミを A. 投入口に入れば、B. ゴミダスト を通過してゴミ集積所に集めることが可能である。

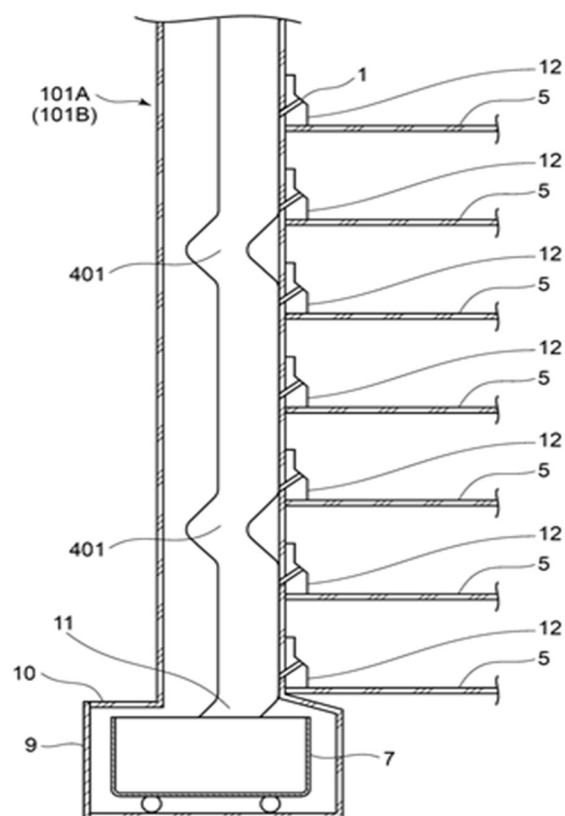
この図面のスタジアム施設（野球場）であり、その他、別のスタジアム施設の建物等（陸上競技場、サッカーなど）スタジアム施設の建物（商業施設の建物も含む）でも可能あります。



スタジアム施設（野球場）断面図（ゴミ投入口・集積所）

A. 一般的なビル等のゴミの投入口とゴミの集積所が上層階の投入口から下層階の集積所ほぼ垂直方向に同一の位置にある。

B. スタジアム施設の建物のようにゴミダスト構造が上層部の投入口から下層部の集積所の位置が同一ではなく傾斜する場合もある。



一般的建物（投入口・集積所）断面図

ホンダ **K** コンサルタント

ホンダ